

処分基準（公表用）

様式第4号  
 所管課 水産課

法令名	佐賀県漁業調整規則			法令番号	令和2年佐賀県規則第63号		
手続名	公益上の必要による採捕の許可の変更、取消し、効力の停止			根拠条項	第33条第13項		
処分基準	知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる						
	対応区分	聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	目次